

# 第1章 推進計画の基本的な考え方

## 1 趣 旨

国においては、平成19年4月の学校教育法の一部改正以来、特別支援教育の充実に向けてのさまざまな制度改革が進められてきました。

本県の特別支援教育をめぐるのは、特別支援学校の学校規模の過大化による教室不足や長時間通学の問題、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応、また、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある幼児児童生徒への適切な支援・指導の在り方など、さまざまな課題への対応が求められています。

こうした課題を総合的にとらえ、中・長期的な視点に立った本県における特別支援教育推進の方策を検討し、今後の指針となる「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン<sup>1</sup>）」を策定しました。

「すべての子どもへの適切な支援・指導の充実をめざして」というサブタイトルには、教育に携わるすべての人が共生社会の形成に向けて、子どもたち一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、障害のある子にも障害のない子にも適切な支援・指導をこれまで以上に行うことができるようにという願いを込めています。

## 2 計画の位置付け

本県教育委員会が策定した「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」<sup>2</sup> は愛知県教育振興基本計画に位置付けられ、その中で特別支援教育のより一層の充実に向けた取組が重要であるとしています。本推進計画はその取組を具体化するものです。

計画の策定にあたっては、県障害者施策審議会や県障害者雇用促進連絡会議をはじめとする関係会議等と連携するとともに、県発達障害者支援体制整備事業など、関連する事業との調整を図りました。また、国や市町村の関係機関とも協力しながら、教育委員会のみならず県全体で総合的に取り組めるように努めました。

## 3 計画期間

10年程度先を見据えながら、今後重点的に取り組む期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

## 4 計画の進行管理

毎年度、進捗状況を調査分析しながら必要に応じて計画の見直しを行います。

<sup>1</sup> 「愛知・つながりプラン」：本計画の愛称。子どもたちを中心にまわりの人々や学校、関係機関がしっかりとつながって、将来、子どもたちが活躍できる共生社会をめざしていきたいと考え、「愛知・つながりプラン」とした。

<sup>2</sup> 「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」—愛知県教育振興基本計画—

平成23年6月 愛知県教育委員会策定

<参考>

**国における特別支援教育の充実に向けた動き**

- 平成 19 年 4 月 学校教育法の一部改正  
〔 盲学校・聾学校・養護学校を特別支援学校に一本化すること、特別支援学校は小中学校・高等学校等への助言・支援に努めること、小中学校等において障害のある児童生徒等に対する適切な教育を行うこと等が規定されました。 〕
- 平成 20 年 3 月 幼稚園教育要領及び小中学校学習指導要領の改訂  
平成 21 年 3 月 特別支援学校及び高等学校学習指導要領の改訂  
〔 障害に応じた指導を工夫することや交流及び共同学習の推進など、さまざまな特別支援教育に関する取組が改訂のポイントとして盛り込まれました。 〕
- 平成 23 年 8 月 障害者基本法の一部改正  
〔 「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない」との内容が示されました。 〕
- 平成 24 年 7 月 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）  
〔 インクルーシブ教育システム構築に向けた就学先決定の仕組みの見直し、交流及び共同学習の充実等、今後の特別支援教育の在り方が示されました。 〕
- 平成 25 年 6 月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の公布（平成 28 年 4 月施行）  
〔 「地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」ことが示されました。 〕
- 平成 26 年 1 月 障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託（平成 26 年 2 月 19 日に発効）  
〔 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。本条約の締結により、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなります。 〕